

# 令和2年第5回教育委員会会議記録

令和2年3月25日（水）

## ◎議事日程

- |        |            |                                        |
|--------|------------|----------------------------------------|
| 日程第 1  | 会議録署名委員の指名 |                                        |
| 日程第 2  | 議案第 1 号    | 八雲町教職員住宅管理規則の一部を改正する規則                 |
| 日程第 3  | 議案第 2 号    | 八雲町立学校管理規則の一部を改正する規則                   |
| 日程第 4  | 議案第 3 号    | 八雲町学校運営協議会規則の一部を改正する規則                 |
| 日程第 5  | 議案第 4 号    | 八雲町農漁業及び商工業後継者養成奨学費の補助に関する規則の一部を改正する規則 |
| 日程第 6  | 議案第 5 号    | 八雲町学校給食センター職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する規程     |
| 日程第 7  | 議案第 6 号    | 八雲町公民館職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する規程          |
| 日程第 8  | 議案第 7 号    | 教育財産（教職員住宅用地）の所管換えについて                 |
| 日程第 9  | 議案第 8 号    | 専決処分の承認を求めることについて                      |
| 日程第 10 | 報告第 1 号    | 八雲町教育委員会事務決裁規程の一部改正について                |
| 日程第 11 | 報告第 2 号    | 八雲町教育委員会公印規程の一部改正について                  |
| 日程第 12 | 報告第 3 号    | 八雲町立学校職員服務規程の一部改正について                  |
| 日程第 13 | 報告第 4 号    | 八雲町就学指定校変更事務取扱要綱の一部改正について              |
|        | 報告第 5 号    | 八雲町スクールバスの高校生利用に関する要綱の一部改正について         |
| 日程第 14 | 報告第 6 号    | 八雲町特別支援教育支援員配置事業要綱の一部改正について            |
| 日程第 15 | その他        |                                        |

## ◎出席者

教育長	田 中 了 治
委 員	松 永 正 実
委 員	羽 田 圭 吾
委 員	神 原 伸 哉
委 員	福 田 浩 子

◎出席した説明者

学校教育課長	石坂浩太郎
学校教育課参事	齊藤精克
学校教育課長補佐	松浦真理子
学校教育課施設係長	若山晋悟
社会教育課長	佐藤真理子
体育課長	三坂亮司
学校給食センター所長	金浜ゆかり
熊石教育事務所長兼 熊石学校給食センター所長	野口義人

【開会 午前10時00分】

◎開会・開会宣言

○教育長 本日、第5回教育委員会会議を招集いたしました。出席ご苦労様です。

本日の出席者は5名です。定足数の出席を認めます。よって、令和2年第5回八雲町教育委員会会議を開会いたします。

本日の会議日程は、お手元に配布のとおりです。それでは、直ちに本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名委員の指名

○教育長 日程第1 会議録署名委員の指名を行います。

本日の会議録署名委員に、神原伸哉委員を指名いたします。

◎日程第2 議案第1号

○教育長 日程第2 議案第1号「八雲町教職員住宅管理規則の一部を改正する規則」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○学校教育課長 教育長。

○教育長 学校教育課長。

○学校教育課長 議案第1号八雲町教職員住宅管理規則の一部を改正する規則についてご説明いたします。議案書1ページをご覧ください。

本件は、教職員住宅の新築及び解体に伴い、住宅入居料などを定めた別表の改正を行うとするものであります。

それでは、改正内容についてご説明いたします。

別表第1は、八雲地域の教職員住宅であり、太線で囲まれた部分、令和元年度に豊河町に新築した教職員住宅1棟4戸住宅について追加するもので、構造は木造、面積は1戸あたり69.75平方メートル、住宅入居料月額20,800円として定めるものであります。

す。

別表第2は、熊石地域の教職員住宅であり、太線で囲まれた部分及び河川の部分の改正で、昭和42年度建築の熊石折戸町の1戸、昭和44年度建築の熊石泊川町の1戸、昭和46年度建築の熊石折戸町の1戸、昭和47年度建築の熊石泊川町及び折戸町の2戸、昭和51年度建築の熊石折戸町の1戸、昭和61年度建築の熊石相沼町の1戸、計7戸の住宅を解体したことにより、別表第2から削除するものであります。

附則として、施行期日を公布の日からとしております。

以上、議案第1号八雲町教職員住宅管理規則の一部を改正する規則についての説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○教育長 事務局の説明が終わりました。何か質問ございませんか。

(「なし」という声あり)

○教育長 無ければ、議案第1号を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○教育長 ご異議がございませんので、議案第1号は原案のとおり可決いたしました。

### ◎日程第3 議案第2号

○教育長 日程第3 議案第2号「八雲町立学校管理規則の一部を改正する規則」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○学校教育課長 教育長。

○教育長 学校教育課長。

○学校教育課長 議案第2号八雲町立学校管理規則の一部を改正する規則についてご説明いたします。議案書2ページ、3ページをご覧ください。

本件は、文部科学省が策定した「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」に基づき、当町の教育職員の在校等時間の上限等を定めること及び秋季休業日の特例を定めるための改正であります。

それでは、改正内容についてご説明いたします。

第18条の2の追加は、第1項では、教育職員が業務を行う時間から所定の勤務時間を除いた時間の通常時における上限の範囲を定めており、第2項では、業務量の大幅な増加等に伴い、所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合の上限を定め、教育委員会がそれぞれの範囲内とするため、業務量の適切な管理を行うことを定めたものであります。

第3項は、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項については、教育委員会が別に定めることを規定したものであります。

附則における令和2年度における休業日の特例の追加は、第6条第6号で定めている秋季休業日については、例年10月第2月曜日が「体育の日」であったことから「10月の第2月曜日の翌日と翌々日の2日間」としておりましたが、令和2年度は、東京オリンピックの開会式にあわせて7月24日が「体育の日」から名称変更し「スポーツの日」となるため、令和2年度に限り「10月の第2月曜日の翌日と翌日の2日間」とするものであります。

附則として、施行期日を令和2年4月1日からとしております。

以上、議案第2号八雲町立学校管理規則の一部を改正する規則についての説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○教育長 事務局の説明が終わりました。何か質問ございませんか。

オリンピックが延期されるということで、影響はないか事務局の補足をお願いします。

○学校教育課長 教育長。

○教育長 学校教育課長。

○学校教育課長 国民の祝日に関する法律の中で、法律改正によって令和2年度に限っては、7月24日のオリンピックの開会式に合わせて、その日をスポーツの日に定めるとなっている法律が現時点ではまだ改正になっていません。今回のオリンピックの延期に伴って令和2年度も10月の第2月曜日がスポーツの日に定められることもあると思います。そうなった場合には、また附則の改正をしまして例年通り10月の第2月曜日の翌日及び翌々日の2日間をするようなことを検討しなくてはならないと思います。

○教育長 他に質問ございませんか。

○松永委員 教育長。

○教育長 松永委員。

○松永委員 今の説明ですと、現時点では10月の第2月曜日がスポーツの日になるのか決まっていないということでもよろしかったでしょうか。

○学校教育課長 教育長。

○教育長 学校教育課長。

○学校教育課長 現時点では、令和2年度については7月24日がスポーツの日ということは法律改正で決まっていますので、オリンピックの延期に伴ってその改正がまた通常の年の10月の第2月曜日がスポーツの日に設定されることもあるかもしれません。現状は、オリンピックの延期が決定になったという段階ですので、休日の改正までの議論にはなっていないと思います。

○教育長 よろしいでしょうか。他にございませんか。

(「なし」という声あり)

○教育長 無ければ、議案第2号を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○教育長 ご異議がございませんので、議案第2号は原案のとおり可決いたしました。

#### ◎日程第4 議案第3号

○教育長 日程第4 議案第3号「八雲町学校運営協議会規則の一部を改正する規則」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○学校教育課長 教育長。

○教育長 学校教育課長。

○学校教育課長 議案第3号八雲町学校運営協議会規則の一部を改正する規則についてご説明いたします。議案書4ページをご覧ください。

本件は、「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律」の施行に伴い、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の条番号が改められ、学校運営協議会について定めている条番号が繰り上がることによる改正であります。

それでは、改正内容についてご説明いたします。

第1条「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」において、学校運営協議会について定めている条番号が繰り上がることにより、「第47条の6」を「第47条の5」に改正するものであります。

附則として、施行期日を令和2年4月1日からとしております。

以上、議案第3号八雲町学校運営協議会規則の一部を改正する規則についての説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○教育長 事務局の説明が終わりました。何か質問ございませんか。

(「なし」という声あり)

○教育長 無ければ、議案第3号を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○教育長 ご異議がございませんので、議案第3号は原案のとおり可決いたしました。

#### ◎日程第5 議案第4号

○教育長 日程第5 議案第4号「八雲町農漁業及び商工業後継者養成奨学費の補助に関する規則の一部を改正する規則」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○学校教育課長 教育長。

○教育長 学校教育課長。

○学校教育課長 議案第4号八雲町農漁業及び商工業後継者養成奨学費の補助に関する規則の一部を改正する規則についてご説明いたします。議案書5ページをご覧ください。

本件は、八雲町農漁業及び商工業後継者養成奨学費の補助申請の時期及び補助決定の時期について定めることによる改正であります。

それでは、改正内容についてご説明いたします。

第6条の改正は、申請の時期についてこれまでも広報等で周知する場合には、4月1日までに申請することを求めておりましたが、規則には定めが無かったことから、この度、「当該学校に入学するまでに」申請時期を定めるための改正であります。

第7条の改正は、申請については先程の第6条の改正において、原則入学するまでの申請を求めますが、入学後に申請があり補助を決定した場合は、申請をした日の属する月の翌月から補助することを定めるための改正であります。

附則として、施行期日を令和2年4月1日からとしております。

以上、議案第4号八雲町農漁業及び商工業後継者養成奨学費の補助に関する規則の一部を改正する規則 についての説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○教育長 事務局の説明が終わりました。何か質問ございませんか。

○福田委員 教育長。

○教育長 福田委員。

○福田委員 改正内容は説明で十分わかりました。そこで、この奨学費を受けている方の内訳を教えてください。

○学校教育課長 教育長。

○教育長 学校教育課長。

○学校教育課長 令和元年度については、高校生2名、短大生1名、大学生2名の計5名の方が補助を受けてございます。

○福田委員 教育長。

○教育長 福田委員。

○福田委員 先日開催された第1回八雲町議会定例会において、奨学金の返還がされない方への対応について質問があったかと思いますが、それはこの奨学費のことでしょうか。

○学校教育課長 教育長。

○教育長 学校教育課長。

○学校教育課長 来年度委託料で予算要求する延滞者に関する法的措置は、この農漁業及び商工業後継者養成奨学費ではなくて、別に奨学金を貸付をしまして、その奨学金の返還を延滞している方へ法的措置を行うための予算要求となります。

この農漁業及び商工業後継者養成奨学費については、貸付期間の2倍の期間を農漁業及び商工業に従事した場合は、貸付を免除するというものでございます。この奨学費については、現在滞納している方はおりません。

○福田委員 教育長。

○教育長 福田委員。

○福田委員 町で貸付している奨学金には、連帯保証人が2名ついていると思うのですが、その方たちにも影響があるのでしょうか。

○学校教育課長 教育長。

○教育長 学校教育課長。

○学校教育課長 奨学金の滞納についてはこれまでも、督促や催告の手立てを講じていまして、そのことによって滞っていた返済が返還につながった方もおります。連帯保証人の方にも連絡したうえで、本人への返済を求めてほしいとお伝えしています。そういった取組の成果により返済される方もいます。

来年度予算要求している方については、このような手立てをしても全く反応が無かったり、居所不明だったりする方がおりますので、教育委員会として打つ手がない方を対象に弁護士に公的措置を委託しようとするものでございます。

○教育長 よろしいでしょうか。他に質問ございませんか。

(「なし」という声あり)

○教育長 無ければ、議案第4号を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○教育長 ご異議がございませんので、議案第4号は原案のとおり可決いたしました。

## ◎日程第6 議案第5号

○教育長 日程第6 議案第5号「八雲町学校給食センター職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する規程」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○学校給食センター所長 教育長。

○教育長 学校給食センター所長。

○学校給食センター所長 議案第5号八雲町学校給食センター職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する規程についてご説明いたします。議案書6ページになります。

この度の改正は、令和2年4月1日に創設される会計年度任用職員制度に伴い、臨時調理員の休憩時間を除く勤務時間が15分間短縮されるため、午前の勤務時間を15分間短縮し、午前8時から正午までとし、休憩時間を15分間延長し、正午から午後1時までの1時間とするものです。

また、休憩時間を除く勤務時間に改正がない正職員の休憩時間も1時間に改正するため、午前の勤務時間15分間短縮し、午後の勤務時間を15分間延長する改正を行うものです。

第3条の平常時間の勤務時間では、午後4時30分を午後4時45分に、第4条の長期休業中勤務日の勤務時間では、午後5時を午後5時15分に、第5条の休憩時間では、午後0時15分から45分間を正午から1時間に改めるものです。

附則といたしまして、この規程は令和2年4月1日から施行するものでございます。

以上、議案5号の説明とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○教育長 事務局の説明が終わりました。何か質問ございませんか。

(「なし」という声あり)

○教育長 無ければ、議案第5号を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○教育長 ご異議がございませんので、議案第5号は原案のとおり可決いたしました。

## ◎日程第7 議案第6号

○教育長 日程第7 議案第6号「八雲町公民館職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する規程」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○社会教育課長 教育長。

○教育長 社会教育課長。

○社会教育課長 議案第6号八雲町公民館職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する規程について説明いたします。議案書7ページをお願いします。

この度の改正は、令和2年4月1日より導入される会計年度任用職員制度により、これまで7時間45分であった公務補の勤務時間を7時間30分とすることとなったことから、第2条下線部分の午後4時15分を午後4時とするものです。

なお、附則としてこの規程は令和2年4月1日から施行いたします。

以上簡単ではございますが、八雲町公民館職員の勤務時間に関する規程の一部改正についての説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○教育長 事務局の説明が終わりました。何か質問ございませんか。

(「なし」という声あり)

○教育長 無ければ、議案第6号を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○教育長 ご異議がございませんので、議案第6号は原案のとおり可決いたしました。

### ◎日程第8 議案第7号

○教育長 日程第8 議案第7号「教育財産(教職員住宅用地)の所管換えについて」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○熊石教育事務所長 教育長。

○教育長 熊石教育事務所長。

○熊石教育事務所長 議案第7号教育財産(教職員住宅用地)の所管換えについてご説明申し上げます。議案書8ページからになります。

本件は、熊石地域の教職員住宅用地の所管換えについて、議決を求めるものでございます。9ページの別紙をご覧ください。

所管換えの用地は、令和元年度で解体を行った熊石折戸町463番地1の教職員住宅跡地でございます。文筆を行い、表に記載の上段352.86平方メートルは、教育分野での利用がなく、町有地の有効活用を図るため、役場総務課の普通財産に所管換えを行い、今後一般公売できる土地として保有するものです。

また、下段の229.40平方メートルは、消防の耐震性貯水槽整備用地として教職員住宅の用途を廃止し、熊石消防署への所管換えを行うものであり、どちらも年度内での処理として所管換え年月日は令和2年3月31日としております。

以上、議案第7号教育財産(教職員住宅用地)の所管換えについての説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○教育長 事務局の説明が終わりました。何か質問ございませんか。

(「なし」という声あり)

○教育長 無ければ、議案第7号を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○教育長 ご異議がございませんので、議案第7号は原案のとおり可決いたしました。

### ◎日程第9 議案第8号

○教育長 日程第9 議案第8号「専決処分の承認を求めることについて」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○学校給食センター所長 教育長。

○教育長 学校給食センター所長。

○学校給食センター所長 議案第8号専決処分の承認を求めることについてご説明させていただきます。初めに議案書11ページの専決処分書からご説明いたします。

この度の専決処分につきましては、新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業に伴う学校給食休止への対応といたしまして、文部科学省より学校臨時休業対策費補助金が

令和元年度の予備費で新たに創設されることとなり、当町の学校給食にパン・米飯の主食を納品している加工業者に対し当該事業を実施しようとするもので、本来でありますと、本会議でご協議いただくところではございますが、年度内での早急な事業実施のためいとまがなく、令和2年3月17日付で補正予算の専決処分をさせていただきました。

それでは、歳出からご説明いたします。議案書13ページになります。

10款教育費、5項保健体育費、6目八雲学校給食センター費、19節負担金補助及び交付金75万円でございます。

次に、歳入についてご説明いたします。議案書12ページになります。

21款諸収入、5項7目5節雑入50万円は、全国学校給食連合会学校臨時休業対策費補助金であります。

なお、補助金は国から補助を受けた全国学校給食連合会からの間接補助で、補助率は2/3であり、残り1/3は一般財源で対応いたします。以上、議案第8号の説明といたしますので、ご承認のほどよろしくお願いいたします。

○教育長 事務局の説明が終わりました。何か質問ございませんか。

(「なし」という声あり)

○教育長 無ければ、議案第8号を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○教育長 ご異議がございませんので、議案第8号は原案のとおり可決いたしました。

## ◎日程第10 報告第1号

○教育長 日程第10 報告第1号「八雲町教育委員会事務決裁規程の一部改正について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○熊石学校給食センター所長 教育長。

○教育長 熊石学校給食センター所長。

○熊石学校給食センター所長 報告第1号八雲町教育委員会事務決裁規程の一部改正についてご説明申し上げます。議案書14ページからになります。

本件は、今月末で廃止する熊石学校給食センターに伴い、事務決裁規程の改正を行いましたので報告するものです。15ページの別紙をご覧ください。

それでは改正の内容でございますが、第2条の専決規程の中から施設廃止により熊石学校給食センター所長を削除するものであり、令和2年4月1日から施行するものでございます。

以上、報告第1号八雲町教育委員会事務決裁規程の一部改正についてのご説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○教育長 事務局の説明が終わりました。何か質問はございませんか。

(「なし」という声あり)

○教育長 なければ、報告第1号は報告済みといたします。

### ◎日程第 1 1 報告第 2 号

○教育長 日程第 1 1 報告第 2 号「八雲町教育委員会公印規程の一部改正について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○熊石学校給食センター所長 教育長。

○教育長 熊石学校給食センター所長。

○熊石学校給食センター所長 続きまして、報告第 2 号八雲町教育委員会公印規程の一部改正についてご説明申し上げます。議案書 16 ページからになります。

本件は、報告第 1 号と同様に今月末で廃止する熊石学校給食センターに伴い、公印規程の改正を行いましたので報告するものです。17 ページから 18 ページの別紙をご覧ください。

それでは改正の内容でございますが、別表第 1 の名称の中から施設廃止により八雲町熊石学校給食センター所長之印⑪を削除し、それに伴い⑫以降をひとつずつ繰り上げ改正し、令和 2 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

以上、報告第 2 号八雲町教育委員会公印規程の一部改正についてのご説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○教育長 事務局の説明が終わりました。何か質問はございませんか。

(「なし」という声あり)

○教育長 なければ、報告第 2 号は報告済みといたします。

### ◎日程第 1 2 報告第 3 号

○教育長 日程第 1 2 報告第 3 号「八雲町立学校職員服務規程の一部改正について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○学校教育課長 教育長。

○教育長 学校教育課長。

○学校教育課長 報告第 3 号八雲町立学校職員服務規程の一部改正についてご説明いたします。議案書 19 ページをご覧ください。

本件は、北海道立学校職員服務規程の一部が改正され、学校職員の外勤の命令について、従来の外勤簿から口頭により行うこととなったことに伴い、当町の学校職員についても同様とするため、本規程を改正したので報告するものであります。

それでは、改正内容についてご説明いたします。議案書 20 ページをご覧ください。

第 10 条の 2 の改正は、外勤の命令について「外勤簿（様式第 8 号の 2）をもって行う」を「口頭により行う」に改めるもので、第 10 条の 3 及び様式集の目次の改正は、外勤簿の様式の廃止に伴い、時間外勤務簿の様式番号を「様式第 8 号の 3」から「様式第 8 号の 2」に繰り上げるための改正であります。

附則として、施行期日を令和 2 年 4 月 1 日からとしております。

以上、報告第 3 号八雲町立学校職員服務規程の一部改正についての説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○教育長 事務局の説明が終わりました。何か質問はございませんか。

(「なし」という声あり)

○教育長 なければ、報告第3号は報告済みといたします。

### ◎日程第13 報告第4号、報告第5号

○教育長 日程第13 報告第4号「八雲町就学指定校変更事務取扱要綱の一部改正について」及び報告第5号「八雲町スクールバスの高校生利用に関する要綱の一部改正について」は、関連がありますので一括議題といたします。事務局の説明を求めます。

○学校教育課長 教育長。

○教育長 学校教育課長。

○学校教育課長 報告第4号八雲町就学指定校変更事務取扱要綱の一部改正について及び報告第5号八雲町スクールバスの高校生利用に関する要綱の一部改正について関連がありますので、一括でご説明いたします。議案書21ページからになります。

本件は、性的少数者（LGBT）の方などへの配慮から各種申請書等の性別欄について、全庁的な見直しを行った結果、教育委員会所管事務においては必ずしも性別欄が必要でないとしたものが17件あったことから、それぞれの様式において性別欄を削除することとし、そのうちの2件については、要綱に定めている様式を改正したので報告するものであります。

それでは、改正内容についてご説明いたします。

議案書21ページ報告第4号八雲町就学指定校変更事務取扱要綱の一部改正は、22ページの就学校変更申請書の性別欄を削除する改正であります。

次に、議案書23ページ報告第5号八雲町スクールバスの高校生利用に関する要綱の一部改正は、24ページの八雲町スクールバス乗車許可証交付申請書の性別欄を削除する改正であります。

どちらの要綱も、施行期日を令和2年4月1日からとしております。

以上、報告第4号及び報告第5号の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○教育長 事務局の説明が終わりました。何か質問はございませんか。

○羽田委員 教育長。

○教育長 羽田委員。

○羽田委員 この書式で男女の性別を記載しないということでしょうか。

○学校教育課長 教育長。

○教育長 学校教育課長。

○学校教育課長 L G B Tの方々については、申請書の性別欄に書くことに抵抗があるといった声もあることから、必ずしも性別欄が必要ではないと判断したのものについては、申請書等から性別欄を削除することで全庁的な見直しを今年度行った結果、教育委員会に関するものでは17件をこの度削除することにしまして、要綱で様式を定めている2件については、先ほど報告したとおり性別欄を削除いたしました。

○羽田委員 教育長。

○教育長 羽田委員。

○羽田委員 そうすると申請書に関する性別欄を無くするというので、公的な書類から性別欄を無くするというのではないということではよろしかったでしょうか。

○学校教育課長 教育長。

○教育長 学校教育課長。

○学校教育課長 羽田委員おっしゃるとおり、あくまでも申請書の様式から性別欄を削除するというのであります。

○教育長 よろしいでしょうか。他に質問はございませんか。

(「なし」という声あり)

○教育長 なければ、報告第4号及び報告第5号は報告済みといたします。

#### ◎日程第14 報告第6号

○教育長 日程第14 報告第6号「八雲町特別支援教育支援員配置事業要綱の一部改正について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○学校教育課長 教育長。

○教育長 学校教育課長。

○学校教育課長 報告第6号八雲町特別支援教育支援員配置事業要綱の一部改正について説明いたします。議案書25ページをお開きください。

本件は、生活や学習上の困難を有する児童生徒に対し、生活上の介助や学習指導上の支援を行う特別支援教育支援員について、賃金を引き上げるための改正を行いましたので報告するものであります。

それでは、改正内容についてご説明いたします。議案書26ページをご覧ください。

第8条第2項の改正は、1時間あたりの賃金単価について、1,070円を1,087円に引き上げるための改正であります。

附則として、施行期日を令和2年4月1日からとしております。

以上、報告第6号八雲町特別支援教育支援員配置事業要綱の一部改正についての説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○教育長 事務局の説明が終わりました。何か質問はございませんか。

(「なし」という声あり)

○教育長 なければ、報告第6号は報告済みといたします。

#### ◎日程第15 その他

○教育長 日程第15 その他ですが、事務局から何かありますか。

オリンピックに関して、体育課長から補足願います。

○体育課長 教育長。

○教育長 体育課長。

○体育課長 オリンピックの関係で情報提供させていただきます。

まず、1点目です。オリンピックは1年延長になっておりますが、八雲町出身の立命館

慶祥高校の3年生になる石堂陽奈選手は、日本代表の陸上400メートルリレーの選手の候補として日本代表候補として代表入りを果たしています。この後、予定では6月までに世界ランクの8位までに日本のリレーチームが出場権を取れるとオリンピックに出場できるということで目下練習中ということです。ただ、1年間オリンピックが延期されたということで、更に出場が高まったということです。

2点目、小西ゆかり選手は、今週末に開かれる国内の選抜大会で優勝すると出場権を獲得する予定となっています。ただ、昨日の発表で、選手選考会等の日程も変更となると聞いていますので、小西さんの出場も濃厚かと思いますが、今後確認していきたいと思いません。

3点目ですが、当課管理系の川道主事を4月1日から東京オリンピック組織委員会の札幌会場の本部に派遣が決定しております。4月1日から着任で9月末までの予定で、研修派遣ということでオリンピックに関係する業務に携わる予定でしたが、こちらも大会が1年間延期になるという方針が出ましたので、現在組織委員会と調整のうえ、何らかの形で期間が変更になるのか最後までいることになるのかわかりませんが、今月末から札幌へ着任し、業務に携わることになっておりますので情報提供させていただきます。

今後とも選手の応援をよろしく願いいたします。

以上です。

○教育長 他にございませんか。

(「なし」という声あり)

### ◎閉会の宣言

○教育長 無いようですので、本日の会議に提出した議案等の審議はすべて終了いたしました。これを持ちまして、令和2年第5回教育委員会会議を閉会いたします。大変お疲れ様でした。

【閉会 午前10時42分】